

桐蔭法学 第十三卷第二号〔通巻第二六号〕二〇〇七年（平成一九年）二月 抜刷

〔講演〕

裁判員制度の意義と概要

柳 瀬 昇

〔講演〕

裁判員制度の意義と概要*

柳瀬 昇

- 一 はじめに
- 二 裁判員制度の概要
 - (一) 一般の国民が裁判員として参加する制度
 - (1) 裁判員の要件
 - (2) 裁判員の選任手続
 - (二) 一定の重大な刑事事件を対象とする制度
 - (三) 裁判官とともに判断に参加する制度
 - (四) 有罪無罪の決定や刑の量定を行う制度
 - (1) 刑事裁判の手続と裁判員の関与
 - (2) 裁判員の判断する対象
- 三 裁判員制度と公判前整理手続
- 四 裁判員制度の導入の意義と効果

- (一) 裁判員制度をめぐる三つの誤解
- (1) 裁判員制度は「日本型陪審制度」であるという誤解
- (2) 裁判員制度は「現代版徴兵制度」であるという誤解
- (3) 裁判員制度は「民主主義の実現のために作られた制度」であるという誤解
- (二) 裁判員制度をめぐるバズワードとキーワード
- (三) 裁判員制度導入をめぐる二つの理念の対立
- (四) 裁判員制度の意義と期待される効果
- (五) 公共的討議の場としての裁判員制度
- 五 民主主義国家における公共政策の決定の責任の所在

一 はじめに

ただいまご紹介にあずかりました信州大学の柳瀬昇でございます。本日は、桐蔭横浜大学平成一七年度文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム採択事業「裁判員候補者たる地域市民の法教育支援」の公開講座「裁判員制度って、なに？」の一つとして、裁判員制度の意義と概要についてお話しいたします。このような機会をたまわりまして、関係各位に厚くお礼を申し上げますとともに、ご参集の皆さんが制度をしっかりとご理解いただけるようなレクチャーとするよう努めますので、よろしくお願いいたします。

さて、近年、さまざまな凶悪事件が世間を騒がせております。皆さんも、新聞を読み、テレビのニュース番組を見聞きするなどして、「こんな悪い奴は死刑にすべきだ」だとか、「犯人にも同情すべき点があるな」などという意見を持つこともあるでしょう。

それでも、これまでには、裁判は裁判官という特別な人たちが行う仕事であって、私たち一般の国民とはあまり関係がないものであると考えられてきました。不幸にして刑事事件の関係者になってしまった方々を除けば、ふつうに日常生活を送っている国民は、実物の裁判官を見たこともなければ、裁判所に行ったこともなく、裁判はワイドショーやテレビドラマだけの世界であるというのが、一般的であったと思います。

ところが、二〇〇九年五月までに、わが国では、私たち一般の国民が刑事事件の裁判に参加する裁判員制度が実施されることになっていきます。

では、裁判員制度とは、どのような制度なのでしょう。そして、今から三年後、私たちが裁判員として裁判所に出席を求められたとき、どのようなことを意識して裁判に参加すればよいのでしょうか。

本日は、裁判員制度の意義と概要について、お集まりの皆さんと一緒に考えていきたいと思います。前半では、裁判員制度の概要について、いくつかのポイントに分けてご説明します。後半では、裁判員制度の導入の意義と効果について検討します。裁判員として参加する国民には、どのような意識が求められるのか、そして、裁判員制度が、刑事裁判制度をどのように変化させ、社会や国民の意識をどのように変化させるのかについて、考えていきましょう。

二 裁判員制度の概要

裁判員制度とは何か。簡潔に説明せよと言われれば、私は、次のように答えます。すなわち、一般の国民から選任された裁判員が、一定の重大な犯罪に係る刑事裁判に、裁判官と協働して、事実の認定、法令の適用及び刑の量定の判断を行う、わが国で二〇〇九年五月までに実施される制度である、と。

しかしながら、これでは、一般の方々にとっては、あまり親切な説明であるとはいえません。そこで、まずは、裁判員制度の概要について、いくつかのポイントに分けて、皆さんがしばしばお持ちになるであろう疑問点に答えるという形で、ご説明します。

裁判員制度の概要をわかりやすく説明するために、ここでは、次の四つのポイントを示すことにします。すなわち、(一) 一般の国民が参加する制度であるということ、(二) 一定の重大な刑事事件を対象とする制度であるということ、(三) 裁判員だけではなく、裁判官とともに参加する制度であるということ、そして、(四) 裁判員が行うのは、有罪か無罪かを決めるだけではなく、有罪であるとするれば、どの程度の刑罰を科すのかを決めることまで含まれるということです。

(一) 一般の国民が裁判員として参加する制度

(1) 裁判員の要件

一般の国民が裁判員として刑事裁判に参加する制度であると聞けば、では、「裁判員に選ばれるのは、どのような人たちですか」という疑問をお持ちになることでしょう。「まさか自分は裁判員に選ばれるようなことはないだろう」

とお思いの方も、いらつしやるかもしれません。しかしながら、そう思っている皆さんこそが、裁判員に選ばれることになるのです。一般のごくふつうの国民が、裁判員に選ばれることになるのです。

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下、「裁判員法」と略称する)一三条)、すなわち、二〇歳以上の日本国民であれば、原則として、誰でもなることができます。¹⁾

ただし、例外的に、法律に定める欠格事由、就職禁止事由、不適格事由に該当する者は、裁判員になることはできません。

欠格事由とは、裁判員になる能力のない者のことです。

具体的には、成年被後見人や被保佐人など国家公務員法三八条の規定に該当する者、義務教育を終了していない者(同等以上の学識のある者を除く)、禁錮以上の刑に処せられた者及び心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある者が、これにあたります(裁判員法一四条)。

就職禁止事由とは、能力があっても裁判員になつてはならない者のことです。

まず、国会議員、国務大臣、行政機関の幹部職員については、権力分立の観点から、立法権や行政権の中枢にいる人が司法権を担うのは適当ではないと考えられるため、裁判員になれません(裁判員法一五条一項一号ないし三号)。都道府県知事や市町村長も、同様の理由から、裁判員にはなれません(裁判員法一五条一項一七号)。

次に、現職の裁判官及び検察官またはそれらであった者、弁護士、司法修習生など法曹になる資格を有する者、弁護士、司法書士、公証人、裁判所や法務省の職員、大学の法学の教員、公安委員会の委員、警察官その他司法警察職員としての職務を行う者は、法律専門家ないし司法関係者であるということから、一般の国民に参加させようという裁判員制度の趣旨にかんがみ、裁判員にはなれません(裁判員法一五条一項四号ないし一七号)。自衛官は、裁

判員としての職務よりも優先する緊急事態に対応する必要があるため、裁判員になれないとされています（裁判員法一五条一項一八号）。また、被疑者・被告人の立場で刑事手続に関与している者も、その期間中は、裁判員になれません（裁判員法一五条二項）。

こういった人たちが、忙しいから特別扱いするのではなく、あるいは、能力や判断に問題があるから排除するわけでもありません。裁判員として職務を行うのに適切ではないから、裁判員になれないとしているのです³⁾。

そのほかに、例えば、これから審理しようとする事件の、被告人本人が裁判員になったり、被害者本人が裁判員になったり、あるいは、それらの家族などが裁判員にはなるとすれば、公正な裁判は期待できません。したがって、こういった事件の関係者は、その事件に限って、裁判員になれないとされています（裁判員法一七条）。

そのほか、不公正な裁判を行うおそれのある者も、裁判員にはなれません（裁判員法一八条）。例えば、どのような事件であっても被告人に厳しい罰を科すべきだと主張している者、逆に、どのような場合であっても寛容に処断すべきであると主張している者、事件の報道を受けて、被告人は有罪であると思いついでいる者、あるいは無罪であると決めつけている者など。つまり、先入観や偏見の強い人は、裁判員にはなれません。

自分は、裁判や法律のことを詳しく知らないのに、裁判官と一緒にあって、刑事事件の裁判をすることなどをしてもよいのだろうか、不安になる方も多いでしょう。裁判員になるためには、何か特別な資格は要らないのだろうかというのが、皆さんがしばしばお持ちになるであろう疑問の一つであろうかと思えます。

実は、特別な資格はまったくありません。日本国民であって、二〇歳以上であって、健全な社会常識をもつ人であれば、原則として、誰でも裁判員になれます。法律や裁判の知識は、一切、必要ありません。実は、そもそも、裁判所は、そのような知識を皆さんには期待していません。裁判員に期待されているのは、特殊な知識や経験ではな

く、⁴⁾ 一般の国民が通常もっているであろう健全な社会常識なのです。私たち一般の国民が、国や地方の選挙に参加するのに、特別な資格が必要なのと同様に、刑事裁判に裁判員として参加するのにも、特別な資格は要りません。

裁判所の立場から言えば、下手にまちがった知識をもっているよりも、まったく知識をもっていないほうがむしろ望ましいとすらいえます。もちろん、刑事事件と民事事件とはどちらがうのかや、誰が被告人で誰が検察官で、裁判員とはどんな仕事をするのかなどといった基礎的な知識は、ないよりはあったほうがよいですが、たとえなかったとしても、裁判員に選ばれば、裁判所が一からきちんと教えてくれるはずですので、心配は要りません。

裁判員になるかもしれないから、法律の勉強をしなければならぬなどと慌てる必要はないのです。もちろん、一般の国民の方々が、自らすすんで法律の勉強を始めていただけるといふのであれば、大学で法律学の講義をしている私どもにとつては、大変ありがたいことですが、ともあれ、自分は法律の勉強をしていないから裁判員になれないのではないかなどと心配する必要はありませんので、ご安心いただきたいと思えます。

要するに、裁判員に求められるのは、皆さんのもっている健全な常識であって、特別な知識や経験ではないということをご理解いただければ、裁判員としての裁判への参加に対する不安は少しは解消できたのではないのでしょうか。

(2) 裁判員の選任手続

では、裁判員は、どのように選ばれるのか。選ばれる過程について説明します。裁判員の選任方法は、次の三つのステージに分かれます。

まず、各地方裁判所で、毎年、裁判員候補者名簿が作成されます（裁判員法二三条）。皆さんの名前も掲載されて

いる衆議院議員選挙の選挙人名簿のなから、くじによって無作為に、裁判員候補者となる者を選び、その候補者をリストにしたものが、裁判員候補者名簿です。⁵⁾

この名簿に掲載されると、裁判所から、「あなたは裁判員候補者名簿に掲載されましたので、来年一年の間に、裁判員候補者として裁判所に出頭してもらっても構いません」という旨の通知が届きます(裁判員法二五条)。

その時点では、まだ、候補者の候補者になったというだけで、特にすぐに何かをしなくてはならないことはありません。この通知とともに裁判所から送られる調査票に、自分が就職禁止事由に該当するかどうかや、後述する辞退事由に該当し、一年を通じてまたは特定の時期に辞退するかどうかについて、回答し返送してください。候補者名簿に掲載された一年間で、裁判員裁判の対象となる事件が一件も起きなければ、候補者として裁判所に出頭せず済みます。しかしながら、実際には、対象事件が一件も起きないということはありません。毎日、必ずどこかで何かの犯罪が起きています。例えば、横浜地方裁判所管内で、裁判員裁判の対象となる重大な刑事事件は、昨年(二〇〇五年)一年間で、二五四件も起きています。⁶⁾

では、裁判員候補者名簿に掲載され、そして、その地域で、裁判員裁判の対象事件が起きてしまった場合、どうなるのでしょうか。

裁判所は、名簿掲載者のなかから、呼び出すべき裁判員候補者を、また、くじによって無作為に選びます。昨年の横浜地方裁判所管内の場合でいえば、一事件につき候補者として呼び出す人数を、五〇人とすれば一万二七〇〇人の候補者が、一〇〇人とすれば二万五四〇〇人の候補者が、裁判所に呼び出され、その確率は、有権者の〇・一八%ないし〇・三六%になります。⁷⁾

くじによって裁判員候補者に選ばれた方は、裁判所から、「あなたは裁判員候補者に選ばれたので、いついつに、どこどこの裁判所に出頭しなさい」という旨の呼出状を受け取るようになります(裁判員法二七条)。この呼出状とともに裁判所から送られる質問票(裁判員法三〇条)に、自分が辞退事由に該当し辞退を希望するかどうかについて、回答し返送します。裁判所によって辞退が認められれば、呼出しは取り消されます。それ以外の候補者は、自分の仕事を休み、裁判所の指定した日時に出頭しなければなりません。正当な理由がなく出頭しない場合には、行政罰として一〇万円以下の過料が科されます(裁判員法八三条一項)。それでも、実は、まだ裁判員に決まったというわけはありません。

裁判員候補者として、裁判所に向いたら、当日用質問票に回答したうえで、今度は、あなたが裁判員として不適格でないかどうか、裁判官・検察官・弁護人から、質問を受けることとなります(裁判員法三二条ないし三四条)。先ほど挙げたような不適格事由に該当すると裁判所が認めた場合には、この時点でお帰りのこととなります。

裁判員候補者に選任された場合には、原則として、裁判員になることを辞退することはできませんが、七〇歳以上の者、地方公共団体の議会の議員(ただし、会期中に限る)、学生または生徒、やむを得ない一定の理由がある者については、辞退の申立てを行い、それが裁判所により認められれば、辞退することができます(裁判員法一六条、三四条七項)。ここでいうやむを得ない一定の理由は、重い病気やけがのため出頭が困難であること、同居の親族の介護や養育を行う必要があること、事業に著しい損害が生じるおそれがあること、父母の葬式への出席など生活上の重要で他日では代えられない用務などが挙げられます(裁判員法一六条七号)。また、裁判員候補者の選任は無作為によりますから、同じ人が繰り返し裁判員候補者に選ばれてしまうこともありえます。そこで、過去五年以内に裁判員などを行った者や過去一年以内に裁判員候補者として出頭した者は、辞退を申し立てられることになっています(裁判員法一六条四号ないし六号)。

裁判所により裁判員の不適格事由に該当しないとされても、まだ裁判員に決まったわけではありません。ここからは、ややテクニカルな話になりますが、残った候補者のなかから、検察官と被告人が、それぞれ最大四人（補充裁判員を置く場合には、その員数に応じて、最大七人）まで、理由を示さずに、自分の気に入らない候補者を排除していくという手続が待っています（裁判員法三六条）。

しばしば、裁判員は無作為で選ばれると説明されることがありますが、それは、やや正確ではありません。検察官と被告人・弁護人が、不公正な裁判を行いそうな候補者や、自分にとって不利な判断をしそうな候補者を排除する手続が、実はあるのです。もちろん、この手続はきわめて限定的でしかも消極的なものなのですが、当事者が裁判員に選任したくない者を選べるという手続があるという点は、意外と知らない方も多いでしょう。

そして、最後に、残った候補者のなかから、六人の裁判員（補充裁判員を置く場合には、それに加えて六人の補充裁判員）が、くじで選ばれることとなります（裁判員法三七条）。

裁判員に選ばれたら、数日間、自分の仕事を休み、裁判所に行き、裁判に参加することになります。

(二) 一定の重大な刑事事件を対象とする制度

犯罪といっても、重大なものから比較的軽微なものまで、さまざまなものがあります。もちろん、全国で毎日起きているすべての刑事事件の裁判に国民が参加することは不可能ですので、一定の重大な刑事事件の裁判のみに、裁判員が参加するということとなります。

裁判員が参加するのは、刑罰が非常に重い犯罪、すなわち、死刑または無期の懲役もしくは禁錮にあたりうるものや、犯罪といっても、重大なものから比較的軽微なものまで、さまざまなものがあります。もちろん、全国で毎日起きているすべての刑事事件の裁判に国民が参加することは不可能ですので、一定の重大な刑事事件の裁判のみに、裁判員が参加するということとなります。

これまで三人の裁判員で裁判していた事件（いわゆる法定合議事件、裁判所法二六条二項二号）のうち、わざと人を死亡させるようなことをした事件です（裁判員法二条）。具体的には、殺人、強盗致死傷、傷害致死、危険運転致死、現住建造物等放火、身代金目的誘拐、保護責任者遺棄致死などがそれにあたります。そのような事件は、全国で、昨年（二〇〇五年）一年間に、三六二九件も発生しています。

もつと身近な、窃盗や暴行などの比較的軽微な犯罪のほうが、一般の国民が判断するのにふさわしいのではないかという意見もありましたが、国民に参加してもらう以上は、国民の関心の高いものにしたほうがよいだろうということで、このような制度設計になっています。

凶悪な犯罪には、どのような形であれ、一切関わりたくないとお考えの方は、非常に多いと思います。実は、私もその一人です。しかしながら、裁判員制度が実施されれば、皆さんが、望むと望まないに関わらず、抽選で、殺人事件や強盗事件などに深く関わってもらうことになるかもしれません。

(三) 裁判員とともに判断に参加する制度

私たちが裁判に参加するといっても、素人である一般の国民だけで、いきなり、刑事事件の裁判を初めから終わりにまで行うというのは、非常に難しいことです。

法学の教育を受けたことのない一般の国民が、被告人が有罪か無罪か、有罪であるとすれば、被告人にどの程度の刑罰を科すのか——他人の運命を自由に判断してもよいと言われても、ふつうであれば、自分は素人だから一人でそんな重大なことは決められないと困ってしまうことでしょう。

わが国の裁判員制度は、素人である裁判員だけで行うのではなく、素人が、プロである裁判官と一緒にやって裁判を行う制度であるということを、ここで確認しておきましょう。すなわち、裁判官三人と裁判員六人が一つのチームになって、刑事事件の裁判を行うという制度です（裁判員法二条二項本文）。素人の裁判員がプロの裁判官と協働して裁判を行うという仕組みになっています。

一人で物事を決めるのは、とても大変なことです。被告人が有罪か無罪か、有罪であるとするれば、どの程度の刑罰を科すのか。見ず知らずの被告人の財産、自由あるいは生命をも左右するという重い決断です。責任は、きわめて重大です。

ですが、自分一人では責任が重すぎて、容易に決められないことであっても、専門家も含めた九人のチームで、一緒に判断するということであれば、少しは心理的負担も減るのではないのでしょうか。

なお、後述する公判前整理手続の結果、公訴事実には争いがないと認められ、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められ、当事者（検察官、被告人及び弁護士）にも異議がないものについては、例外的に、裁判所の決定により、裁判官三人―裁判員六人ではなく、裁判官一人―裁判員四人の小規模の合議体で裁判がなされます（裁判員法二条二項ただし書、三項）。

（四）有罪無罪の決定や刑の量定を行う制度

（1）刑事裁判の手続と裁判員の関与

では、裁判員は、具体的にどのようなことを行うのかというのが、四つ目のポイントです。

はじめに、現在の刑事裁判のプロセスを簡単にここで眺めておきましょう。通常の刑事裁判は、（一）公判、（二）評議・評決、（三）判決という三つのステージから成り立ちますが、裁判員は、公判立会いから判決宣告まで、この三つのステージのすべてに関与することになります。

まず、公判¹⁵とは、公開の法廷で、証拠物や証拠書類を取り調べたり、証人や被告人などから供述を聴取することです。皆さんが裁判というイメージするのは、この法廷で行われる公判の部分だと思えます。

公判は、大きく分けて、冒頭手続、証拠調べ手続及び弁論手続の三つの段階に分かれます。まず、冒頭手続として、被告人が本人であることを裁判所が確認した（人定質問）うえで、その被告人が犯したのではないかと疑われている犯罪事実などを検察官が述べます（起訴状朗読）。そして、裁判所から被告人に権利告知がなされたうえで、公訴事実があったことを認めるかどうか、被告人とその弁護士が意見を述べます。次に、証拠を調べる手続に移ります。証拠として提出された物や書類を調べたり、証人を呼び尋問したり、あるいは、被告人本人に対して質問するなどして、犯罪事実や情状に関して、検討する素材を集めます。最後に、検察官が、それまで立証してきたことをまとめたうえで、被告人にどのくらいの刑罰が妥当であるかを主張し（論告・求刑）、それに対して、弁護士が意見を述べ（最終弁論）、最後に、被告人が陳述すること（最終陳述）をもって、弁論が終了します。

証拠をすべて調べ終えたら、次に、裁判員は、別の部屋に移って、裁判官と一緒に議論をし、意見をまとめることとなります。これが、評議と評決です。公判が公開の法廷で行われるのに対して、評議・評決は、非公開の場で行われます。評議を尽くして、九人のチームで意見が一致すれば、それで終わりですが、意見がまとまらない場合、多数決で決めることとなります（裁判員法六七条¹⁶）。チームのメンバーは全員で九人ですから、過半数は五人です。

例えば、裁判官一人と裁判員三人が無罪といい、そのほかの五人が有罪といった場合には、四対五で有罪です。裁判官一人と裁判員四人が無罪といい、そのほかの四人が有罪といった場合には、五対四で無罪です。ただし、裁判員法六七条は、評決の際には裁判官と裁判員の双方の意見を含む多数決によると定めています。したがって、例えば、裁判官全員が有罪で、裁判員全員が無罪という場合、あるいは、逆に、裁判官全員が無罪で、裁判員全員が有罪という場合には、いずれも、双方の意見が含まれていないので、無罪となります。

つまり、有罪か無罪かについての裁判員の意見は、裁判官と同じ重みをもちます。さらに、有罪の場合、刑の重さをどうするかについても、裁判員の意見は、裁判官と同じ重みをもちます。ここで注目すべき点は、裁判員だけで被告人を有罪とすることができず、少なくとも二人以上の裁判員の賛成が得られなければ、被告人は有罪とはならないということです。したがって、裁判員の責任は重大です。

評決を行い、多数決で被告人に対する処分が決まったら、最後に、公開の法廷で、裁判長が、被告人に対して判決を言い渡します。判決の宣告で、裁判員の仕事は終わりです。

なお、第一審の判決に不服をもつ被告人または検察官は、原則として、控訴することができます（刑事訴訟法三七二条）。英米の陪審制度とは異なり、わが国の裁判員の参加する裁判には、上訴制限がないので、従来の裁判官のみによる裁判と同様に、上訴することができます。裁判員の参加する裁判は、地方裁判所の第一審の裁判に限られており（裁判員法二二条）、控訴審や上告審については、裁判員法が裁判所法や刑事訴訟法の特則を設けていないので、控訴審や上告審では、従来どおり、裁判官のみによる裁判が行われることになります。

(2) 裁判員の判断する対象

ところで、裁判員が判断する対象は、有罪無罪の決定だけでなく、刑の量定、すなわち、有罪である場合にどの程度の刑罰を科すのかについても含まれます（裁判員法六条一項）。

ただし、法令の解釈や訴訟の手續などについては、法学を深く学び経験を積んだ人でなければ判断が難しいので、裁判官のみで判断することとし、裁判員は関与しないものとされています（裁判員法六条二項）。

事実の認定と法令の適用とは、次のようなことです。すなわち、どのような事実があったのか、あるいは、なかったのか、もし事実があったとすれば、その事実は刑法の何条の問題にあたるのか、その行為が社会全体の見地から許されるかどうか、その行為を被告人に非難することができるかどうか——こういったことは、専門的な法学の教育を受け、経験を積んだプロの裁判官だけでなく、一般の国民でも慎重に行えば判断できないことではないということを前提にして、これらの過程に裁判員が参加する制度が導入されることになりました。

また、刑の量定も、同様です。皆さんが、ふだん、新聞やテレビなどで刑事事件の裁判のニュースに触れ、こんな凶悪な被告人にはこの程度の刑罰は軽すぎるだとか、この程度の犯罪でこの刑罰は重すぎるのではないかなどと思ってしまうことがあるでしょう。それと同じことを実際にやってみてくださいということになります。

もちろん、まったく自由に刑罰を科すことはできません。どのような犯罪にはどの程度の刑罰を科すことができるのかに関しては、刑法の条文が、また、似たような事件ではこれまでにどのくらいの刑罰が科されたのかに関し

ては、先例などの資料が提供されますので、それらに基づいて、九人のチームで判断することになります。ただし、この点は誤解をされると困るのですが、人数が多いからといって、責任が軽いなどとはお考えにならないでいただきたい。刑事事件の裁判というのは、有罪であれば、被告人の財産、自由または生命をも剥奪することが

きる国家の権力行使なのです。もしあなたが裁判員になって、被告人に対して罰金刑と言えば、被告人の財産を奪うことができ、懲役刑と言えば、被告人の自由を奪うことができ、そして、死刑と言えば、被告人の生命をも奪うことができます。一人ではなく九人で決める決断ですから、心理的負担は軽くなるとはいえませんが、責任が軽くなるなどとは、くれぐれもお考えにならないでいただきたいと思えます。

三 裁判員制度と公判前整理手続

皆さんのなかには、わが国の裁判は非常に時間がかかるという印象をお持ちの方も多いでしょう。自分には仕事や家庭があるから、裁判員に選ばれたとしたら、非常に長い期間、裁判に拘束され、困ったことになるのではないかと心配になる方もいらっしゃるかもしれません。一日や二日であれば、裁判に付き合うことはできるけれども、半年も一年も裁判員を務めると命じられたら、仕事や家庭のことを考えれば、参加をためらってしまうのは当然のことでしょう。

裁判員に選任されたために、仕事を失ったり、家庭が壊れたりしては困るという、皆さんがご持ちになるであろう懸念に対しては、私からは、次の二つの情報を提供します。

第一に、わが国の刑事裁判が長いというのは、統計的に見て、まったくの誤解であるということをご説明します。たしかに、一連のオウム事件などのように社会的に注目される重大な凶悪事件のなかには、事件そのものが複雑であったり、当事者の協力が十分に得られないなどの理由から、大変に長い年月を費やすものがありました。これらは、事件の重大性ゆえに社会的に注目されていたため、一般の国民の多くが、わが国の裁判は長いという印象をもってし

まっているかもしれません。しかしながら、実際には、多くの刑事事件の裁判は、皆さんが想像しているほどは、時間がかかっていません。実は、大半の事件は、起訴されてから六か月以内に判決が出されています。¹⁷⁾

これまでの裁判について、裁判員裁判の対象となる事件を数えてみると、法廷が開かれる回数は、平均で六回程度です。なかには二〇回以上も法廷が開かれるものもありますが、約四割の事件は、三回以内で終局しています。¹⁸⁾

これまでの裁判が何か月もかかっていたのは、毎日連続して裁判を行っているのではなく、一回法廷を開いて、しばらく休み、また開いて、また休みということを繰り返していたからです。しかし、仕事や家庭のある一般の国民に裁判員として参加してもらう以上は、このような長期間断続的に行われる裁判に付き合ってもらわねはいきませないので、事前に審理の予定を立てて、連日のように法廷を開いて、裁判にかかる時間を短くしていこうということが決まっています。¹⁹⁾ 今までの裁判が、一日治療して、しばらく休み、また治療して、また休みというような「歯科診療方式」であったとすれば、これからは、予めどこを治療するかを決めてから、開腹したら一気に仕上げるという「外科手術方式」へ変わることになります。

事件によって裁判にかかる時間は異なりますが、裁判員裁判は、多くの場合、数日以内に終わるであろうと見込まれています。²⁰⁾ もちろん、事件が複雑であったり、当事者の協力が得られずに、何年もかかる裁判もあるかもしれませんが、通常は、三日くらいで収まるのではないかと考えられています。

第二に、公判前整理手続（刑事訴訟法三一六条の二ないし三一六条の三）²¹⁾ が、裁判にかかる時間を大幅に短縮するという点も、お話ししておきましょう。

これまでの裁判では、事件で本当に争われている重要な争点のほかに、事件に至る経緯や細かな事実関係などについても、詳しく議論されることがしばしばありました。これからは、公判を始める前に、裁判官、検察官及び弁護人

が集まって、公判で何を争点にしていくのかを予め絞って、当事者がどのような主張を行うのか、それに必要な証拠としてどのようなものを用意しているのかなどを明らかにしたうえで、裁判を始めることにしました。つまり、裁判で何を争点にするのか、プロである法律家どうしできちんと準備を済ませた後に、素人である裁判員に参加してもらうという形になります。この公判前整理手続は、裁判員制度の実施に先駆けて、すでに導入されていますが、裁判が短期間でスムーズに進むようになったという成果が、目に見えて表れております。裁判員制度の対象事件は、第一回公判期日前に、この公判前整理手続に必ず付さなければならぬとされています(裁判員法四九条)。

このように、裁判は、そもそも皆さんが想像しているよりも、はるかに時間のかからないものであり、また、これから、さらに時間をかけずに裁判を行うよう工夫がなされる予定ですので、皆さんがしばしばお持ちになるであろう裁判に長期間拘束されるのではないかと懸念も、少しは解消されたのではないのでしょうか。

四 裁判員制度の導入の意義と効果

前半でご説明したことを、ここでまとめておきます。

裁判員制度とは、(一)一般の国民が参加する制度であつて、二〇歳以上の国民であれば、原則として、裁判員に選ばれる可能性があるということ、したがって、皆さんも選ばれる可能性があるということ、しかも、選任方法は、実は、完全な無作為抽出ではなく、作為のプロセスがあるということ、(二)殺人、強盗致死傷、傷害致死、現住建造物等放火などの重大な刑事事件の裁判を対象とすること、(三)原則として、裁判官三人と裁判員六人の合計九人のチームで、一つの事件の裁判を担当すること、(四)裁判員が行うのは、被告人が有罪か無罪かの判断と、有罪であるとするれば、どの程度の刑罰を科すのかの判断の二つであるということの四点について、ご理解いただけたかと思えます。

後半では、私たちが裁判員に選ばれたら、どのようなことを意識して裁判に参加すればよいのかについて、若干の示唆を行いたいと思います。具体的には、一般にしばしば誤解されている三つの点について解説しながら、もし皆さんが裁判員に選ばれたら、どのような意識で、裁判に参加することが望ましいのかを議論することを通じて、(一)なぜ裁判員制度を導入するのか(裁判員制度の導入の意義)と、(二)裁判員制度によって何がどのように変わるのか(裁判員制度の導入の効果)について、皆さんと一緒に検討していきたいと思えます。

(一) 裁判員制度をめぐる三つの誤解

(1) 裁判員制度は「日本型陪審制度」であるという誤解

裁判員制度をめぐって誤解されることの多い一つ目の点として、裁判員制度が「日本型陪審制度」であると言われるていることを挙げましょう。裁判員制度は、一般の国民が裁判に参加する制度であり、同じく国民の司法参加の制度である英米の陪審制度と類似する点も少なくないので、しばしば日本型陪審制度と評されることがあります。しかし、これは明らかな誤りです。裁判員制度は陪審制度と区別して理解しなければならぬということは、前半までの説明によつて、すでにご理解いただけたことと思います。

ただし、裁判員制度をより正確に理解するために、陪審制度などの諸外国の国民の司法参加の制度と比較し、どこ

が似ており、どこが異なるのかについて、検討することにしましょう。

国民の司法参加の制度としては、大きく分けて陪審制度と参審制度の二つがあります。これらの制度は国によってさまざまな形態がありますが、およそ次のように類型化することができます。

主にアメリカ合衆国や英国など英米法圏で見られる陪審制度とは、一つの事件ごとに、国民から無作為に選出された陪審員が多数集められ、陪審員のみで有罪無罪を決定するものです。陪審の評決は全員一致で決まるのが原則ですが、その決定に理由を付ける必要はなく、また、理由が示されない以上、基本的には上訴することはできません。

一方、参審制度とは、ドイツ、フランス、イタリアなどヨーロッパ大陸法圏の国に多く見られる制度であり、国民のなかからふさわしい人物が参審員として任命され、一定の期間、プロの裁判官とともに裁判に参加します。参審員の権限は、基本的には裁判官と同等であり、事実認定だけでなく刑の量定にも関与できるのが一般的です。

では、わが国の裁判員制度は、どちらにより似ているといえるのでしょうか。

陪審制度は、事実認定から専門家(裁判官)を排除し、素人(陪審員)だけで事実認定を独占することに、その中心的な意義がありますから、裁判員制度は陪審制度であるとはいえません。むしろ、素人(裁判員)が専門家(裁判官)と一緒に判断を行うという点に注目すれば、わが国の裁判員制度は、参審制度に近いといえます。また、わが国の裁判員制度は、事実認定だけでなく、量刑の判断も行いますから、この点についても参審制度に近いといえます。

ただし、ドイツ型の参審制度は、素人である参審員を選ぶ際に、誰でもよいというのではなく、一般国民のなかでもとりわけ教養があり、人望の厚いふさわしい人物を参審員に選ぶ仕組みになっており、この点は、国民であれば誰でもよいというわが国の制度とは大きく異なります。また、参審制度における参審員の参加は、一事件限りではなく、一定期間内で複数の事件を扱いますので、この点も、わが国の制度とは異なります。これらの点は、むしろ英米

型の陪審制度に近いともいえます。

しかしながら、いずれにせよ、わが国の裁判員制度は、英米型の陪審制度でも大陸法型の参審制度でもない、まったく新しいわが国独自の制度として創設されたものです。したがって、皆さんが裁判員として参加するにあたっては、諸外国の制度はあまり意識しないほうがよいと思います。

(2) 裁判員制度は「現代版徴兵制度」であるという誤解

裁判員制度は、国民に不当に義務ばかりを押し付ける制度ではないかという意見が、裁判員制度に反対する側からも、逆に制度を推進する側からも出されています。裁判員制度が国民に多くの義務を課するという点に注目して、これを「現代版徴兵制度」ではないかと評する論稿も多く見られます。実は、これは、半分当たっていて、半分はずれである、私は考えています。

たしかに、平穩に日常生活を営んでいる国民に対して、いきなり召集令状ならぬ呼出状が届き、いやおうなく裁判員候補者として裁判所に出頭する義務が課されることとなります(裁判員法二九条)。この義務に違反すれば、前述のとおり、行政罰が待っています(裁判員法八三条一項)。裁判員候補者は、裁判所からの質問票に答える義務が課され(裁判員法三〇条)、選任手続においては、裁判長からの質問に答える義務が課されます(裁判員法三四条)が、これらの質問に対して回答を拒否したり、虚偽の回答をした場合には、刑罰や行政罰が科されます(裁判員法八一条、八二条)。そして、裁判員に選任された場合には、評議に出席し、裁判員の職務を行う義務が課されます(裁判員法九条一項、五二条、六三条一項、六六条二項)。裁判員の職務を行うにあたっては、はじめに宣誓する義務もあ

ります(裁判員法三九条二項、八三条二項)。正当な理由なく裁判を休んだ場合には、行政罰があります(裁判員法八三条三項、四項)。裁判員法六六条二項は、評議において意見を述べる義務を裁判員に課していますので、意見を言いたくなくても、沈黙する自由はありません。

さらに、裁判員は、評議の秘密(評議の経過や、各裁判官・裁判員の意見とその多少の数)や職務上知りえた秘密は、絶対に口外してはならないという守秘義務もあります(裁判員法九条二項、七〇条一項)。これらの義務に違反する場合には、秘密漏示罪という犯罪として、刑罰が科されることとなります(裁判員法七九条)。

このように、裁判員制度が私たちにさまざまな義務を課す制度であるという点は、否定できないでしょう。しかも、義務違反に対しては、行政罰や刑罰などの法的制裁が待っています。通常の市民生活を営んでいる限りでは、このような義務や制裁とは無縁の一般国民であっても、裁判員候補者や裁判員に選ばれたために、義務を課され制裁を受けうる立場になるのです。

ただ、その一方で、これらの義務のなかにも合理的な面があるものも含まれているということを指摘しておきたいと思えます。例えば、ここでは、裁判員の守秘義務について、考えてみましょう。

非公開とされている評議の過程で議論したことは、秘密にしなければなりません。裁判員は、その職務遂行中にはもちろん、裁判員の職務を辞めて以降もずっと死ぬまで、評議の内容を他人に話してはなりません。また、評議の秘密にあたらなくとも、職務上知りえた秘密、例えば、証拠として調べたもののなかにあった個人のプライバシーに関する事柄なども、口外してはなりません。

皆さんは、国家によって守秘義務が課されるということは、きわめて負担の重いことであると感ずるかもしれません。しかし、実は、守秘義務は、参加する私たち裁判員を守るため、そして、裁判を公正に行うために、きわめて重要な役割を果たしている大切なものなのです。

もし、非公開の評議のなかで誰がどのような意見を言ったのかということが、裁判が終わってからわかってしまうとすれば、どうなるでしょうか。自分の意見が後で公開されるというのでは、関係者から逆恨みされるのではないか、社会から非難されたり、攻撃されたりするのではないかなどと恐れてしまつて、自由に意見が言えなくなつてしまいます。被告人に寛容な判断を示した裁判員は、被害者やその親族等から恨まれ、逆に、被告人に厳格な判断を示した裁判員は、被告人やその親族等から恨まれるかもしれません。社会的に注目されるような凶悪事件に関しては、裁判員の判断も注目されることになるでしょうが、世論が厳罰を求めている場合、被告人に寛容な判断を示した裁判員が特定されるとすれば、その裁判員は、報道機関や一般国民から集中的な非難を集めることは必至でしょう。もしそのような危険にさらされるのであれば、一般の国民から選任された裁判員は、被告人や被害者、あるいは社会全体の目を気にしながら裁判を行わざるを得なくなつてしまい、自由に意見が言えなくなつてしまいます。自由な意見の交換が行われなければ、裁判そのものも公正に行われなくなつてしまいます。

だからこそ、裁判員が参加する際に自由に発言できる環境をつくるため、そして、それを通じて、公正な裁判を行うため、守秘義務があるということをご理解いただきたいと思えます。守秘義務は、裁判員制度を実施するために不可欠なきわめて重要なものなのです。

(3) 裁判員制度は「民主主義の実現のために作られた制度」であるという誤解

実は、ここまで裁判員制度の概要を説明してきたなかで、最も肝心なことを敢えて説明をせずに進めてまいりまし

た。それは、そもそもなぜ裁判員制度を導入するのかということ。裁判員制度の導入の意義です。

裁判員制度の導入は、民主主義の実現のためであると、しばしば誤解されることがあります。すなわち、これまでの刑事裁判制度には何らかの問題点があつて、国民が刑事裁判に参加することによってそれを改善しなければならぬのだとか、これまでの司法は非民主主義的だったので、それを民主化するために裁判員制度が導入されるのだなどという向きがあります。

ところが、制度設計に深く関与した研究者の説明によれば、そのような民主主義に基づく制度意義の理解は、基本的には誤りです。²⁶⁾

わが国の刑事裁判の現状は、改革が必要なほど悪い制度ではなく、むしろ精密な司法は国民から高く評価されています。しかし、後述するように、社会全体が変革しており、司法もそれに対応しなければならなくなってきました。また、国民が国家の統治機能にこれまで以上に積極的に関与しているという機運が高まりつつあり、司法もまた国民に対する説明責任を果たさなければならなくなってきました。では、どうやって、司法に対する国民的基盤をこれまで以上に高めるのかと考えたとき、裁判に直接国民が参加する制度を導入するのが最もよいであろうと考えられるに至ったわけです。すなわち、一般の国民を裁判の過程に参加させて、国民の市民感覚を裁判内容に反映させます。そして、それを通じて、国民に「自分たちの裁判」という意識をもってもらおうという最もドラステックな改革を行うことにしたのであります。

もし民主主義のために裁判員制度が導入されるというのであれば、これまで行われてきた裁判は民主主義的ではなかったものであり、否定されるべきものであるという議論につながりかねません。あるいは、裁判員制度が実施される二〇〇九年以降も、従前の裁判官のみによる裁判はいくつか残りますが²⁷⁾、そのような裁判員の参加しない裁判の正統性はどうかといつた問題が生じてきてしまいます。したがって、裁判員制度に対しては、単純な民主主義による意義づけはできないのです。

制度の意義は、あくまで司法に対する国民の理解を増進させ、司法に対する国民の信頼を向上させるため、言い換えれば、司法がこれまで以上に国民の信頼を集め、さらなる強固な国民的基盤をもって裁判を行っていくという、「強い司法」の実現のため、裁判員制度を導入するのです。公式的な説明は、これに尽きるわけです。

民主主義の向上のために裁判員制度が導入されるとい思い込んでいらつしゃった方は、このような説明をお聞きになつて、大変に驚かれたことと思います。しかしながら、政府の説明や政府関係者による解説書などを一覽ください。裁判員制度導入の意義は民主主義にあるなどは絶対に書いていません²⁸⁾。この制度の導入の意義が、裁判員制度をめぐって皆さんが最も誤解しやすい点の一つでしょう。

なお、法務省としては、裁判員制度をなぜ現在導入しなければならないのかを説明する際には、二〇〇五年秋ごろから、治安の悪化を強調するようにしています²⁹⁾。治安の回復のためには、一般の国民に刑事裁判を体験してもらうことが近道であるというのです。

裁判員制度は民主主義のために作られた制度ではないということから、論理的には、次のようなことがいえます。すなわち、参加する裁判員は、法的に考えれば、国民の代表ではありません³⁰⁾。また、社会学的にも代表といえるかどうか、わかりません。なぜならば、裁判員候補者は、くじによって無作為に選ばれます。社会調査の方法に従つて、例えば、男女の割合や年齢の割合を考えてバランスよく抽出するなどということはありません。したがって、候補者の属性がその地域の全有権者の属性分布と近似するよう抽出されることも理論的には考えられないことではありませんが、その一方で、候補者の属性が非常に偏つたものになる可能性も考えられます。しかも、その後、検察官や被告人・弁

護人が作為的に候補者に対して不選任の請求をする手続があります(前述のとおり、通常、双方四人まで理由を付さない不選任請求を行うことができ、これに対しては、裁判所は、不選任の決定を行わなければならないとされています)。したがって、選ばれる裁判員は人為的に操作されたものになります。例えば、選任された裁判員が全員高齢者であったり、全員男性であったりすることも、可能性としてはありえるわけですし、法律はそうになることを許容しているのです。

したがって、皆さんが裁判員に選ばれたときには、自分は国民の代表だからしっかりと裁判をしなければならぬなどと、気負う必要はまったくありません。評議においては、模範的な国民の代表としての立派な意見を言う必要はありません。自分の考えた自分の意見を言えばよいのです。

(二) 裁判員制度をめぐるバズワードとキーワード

ところで、裁判員制度が説明されるとき、しばしば「市民が主役の裁判員制度」などと言われることがあります。市民が主役といえは、非常にキャッチーに聞こえてしまうのですが、この市民が主役という言葉は、二重の意味で誤解を招く表現なので、適切ではないと私は考えています。

市民が主役であるとするれば、一緒に裁判を行う裁判官は脇役なのか。どちらが主役で、どちらが引き立て役なのかなどという問題が生じてしまいます。

ここで、はっきりと申し述べておきます。市民は主役ではありません。もちろん、裁判官が主役であるというわけでもありません。誰が主役などと議論すること自体が、制度の理解を誤っているのです。裁判員制度とは、国民から選任された裁判員と専門家である裁判官とが、相互に協力して裁判を行う制度であって、裁判員か裁判官のいずれかが主役であるというものではありません。

皆さんが、裁判員として参加するときには、裁判員対裁判官という対立図式で制度をとらえないようにしてください。裁判員も裁判官も、同じ一つの事件を協働して判断していくチームメイトであると理解したほうがよいでしょう。まちがっても、反政府的な思想をもって、裁判官を監視してやろうだとか、名探偵気取りで、裁判官の気づかない真実を発見して、裁判官の鼻を明かしてやろうなどという視点では、参加しないでいただきたい。

ここに、裁判員制度を語るうえで、最も重要な一つのキーワードがあります。それは、協働 (collaboration) です。裁判員(素人)と裁判官(専門家)との協働ということが、裁判員制度の最も重要な基本理念の一つであるということ、ここで強調しておきたいと思えます。

この協働という理念は、どこから生まれたのでしょうか。それを明らかにするためには、裁判員制度がどのように生まれたのかについて、語らなければなりません。

(三) 裁判員制度導入をめぐる二つの理念の対立

裁判員制度は、国民の司法参加の制度の実現を推進する二つの勢力が、それぞれまったく別の狙いをもって、時には激しく衝突しながら、最後には手を取り合って、作っていったという制度です。

ある勢力は、次のように考えました。現在の刑事裁判制度には、非常に問題点が多い。裁判官と検察官とが癒着している。裁判をしても被告人が無罪になることはほとんどない。裁判官はエリートで世間知らずだ。裁判所が悪い

味で官僚化している。そのような裁判の現状を打開するためには、裁判の過程から裁判官を追放して、裁判を国民の手に取り戻すしかない。だから、事実認定から裁判官を排除して、素人である国民が事実認定を独占する陪審制度を実現させよう。

一方、次のように考える人たちもいました。現在の刑事裁判制度は、基本的には問題なく機能している。無罪判決が非常に少ないのは、検察官がきちんと調べて、有罪になりそうな事件だけを起訴するのであって、無罪になりそうな事件をそもそも起訴しないようにして、国民の権利自由をしっかりと守っているからである。司法の独立は守られているし、わが国の精密な司法は国民から高く評価されている。それでも、社会は急激に変化しており、裁判所もそれに対応しなければならぬ。また、国民に対する司法の説明責任もある。だから、専門家である裁判官が素人の国民と一緒にあって裁判をする参審制度を実現させる必要がある。

これら二つの考え方が激しくぶつかったのが、二〇〇一年六月までに内閣に設置されていた司法制度改革審議会でした。

国民の司法参加の制度を設けようという点では、両者は基本的には同じ意見だったのですが、では、具体的にどのような制度にするのかとなると、前者は陪審制度を、後者は参審制度を、それぞれ強く主張し、両者の議論は激しく対立して、一時は暗礁に乗り上げたこともありました。

その対立を解決するために用いられたのが、(一) 裁判員制度は陪審制度でも参審制度でもないわが国独自のまったく新しい制度であるのだという議論と、(二) 裁判員制度の意義として論争的な民主主義の原理を持ち出さずに迅速でわかりやすい裁判を実現するという効果の側面を強調するという工夫の二つでした。

その後も、制度設計をめぐる、司法制度改革審議会、司法制度改革推進本部裁判員制度、刑事検討会、国会など、各ステージで、二つの考え方は衝突しました。あるときは、裁判員と裁判官の人数比率をどうするかをめぐって、またあるときは、評決の方法をどうするかをめぐって、激しく議論を戦わせました。

二つの考え方の違いはそう簡単には埋めることのできないほどの溝がありました。しかし、それでも、今日、裁判員制度として結実することになったのは、裁判官と裁判員との関係を、対立的なものとしてではなく、協働するものとしてとらえなおすことができたからでした。対立から協働へ——この理念の転換によって、一時は誕生を危ぶまれた国民の司法参加の制度が、ようやく生まれたのです。

したがって、皆さんが裁判員として参加する際には、一緒に裁判を行う裁判官を、自分たちと対立する存在ではなく、協働する存在であると考えべきでしょう。素人である裁判員六人と専門家である裁判官三人という裁判体の構成について、裁判官の人数が多すぎて素人はなかなか発言できないのではないかと、専門家は弁説巧みにわれわれ素人を丸め込んでしまうのではないかと、裁判官に議論を誘導されてしまうのではないだろうかなどと、疑心暗鬼になる必要はありません。

制度の実施を目前にし、多くの裁判官は、裁判員と一緒に裁判を行うための取組みを進めています。そのような中で、裁判員の皆さんが裁判官に対して不信感をもっているのは、協働という大切な理念が失われてしまっています。裁判官との対立ではなく、裁判官との協働である——これが裁判員制度をめぐる最も重要なキーワードです。

(四) 裁判員制度の意義と期待される効果

以上、しばしば誤解されやすい三つの点について、ご説明してきました。

では、裁判員制度によって、何がどのように変わるのでしょうか。ここで、裁判員制度のメリットとして考えられていることを整理しましょう。

裁判員制度は、一般の国民が裁判の過程に参加し、国民の市民感覚が裁判内容に反映されることを通じて、司法に対する国民の理解を増進させ、国民の信頼を向上させるための制度です。そして、それに加えて、裁判員制度を実施すると、次の二つの効果が生ずることが期待されています。

一つは、迅速な裁判です。裁判員となるのは、仕事や家庭を持つ一般の国民です。本業がほかにあるのに、パートタイムで裁判に付き合うわけですから、裁判にあまり多くの時間をかけることはできません。したがって、裁判員が裁判に参加しやすいようにするために、裁判員法や改正された刑事訴訟法などが、裁判が速やかに行われるようになる措置を講じているため、その結果、裁判がこれまで以上に迅速に行われるようになることが期待されます。

もう一つは、わかりやすい裁判です。裁判員となるのは、裁判や法律の専門家ではない一般の国民です。裁判員制度の下では、裁判の手続や判決の内容を法律家でない裁判員が理解しやすいものとする必要があるため、さまざまな工夫をすることになっています。そして、その結果、国民にとってわかりやすい裁判が実現することが期待されます。

迅速な裁判とわかりやすい裁判が、裁判員制度の導入により見込まれる主要な効果であり、それらは、効果であると同時に、制度の副次的な意義であるといってもよいでしょう。³³⁾

裁判員制度の効果をさらに分析していきましょう。まず、ミクロの視点で考えると、裁判員制度の導入によって、刑事裁判が変わります。具体的には、次の四つの変化が期待されます。

第一に、これまでの裁判では、事件に至る経緯や事件の状況なども細かく審理していました。時には判断の対象とは直接的に関係のないことについて、詳細に議論することもありました。しかし、これからは、事件の争点を絞って議論するようになるでしょう。

第二に、これまでの裁判では、なるべく多くの証拠をかき集めて、それらを詳細に取り調べていました。しかし、これからは、判断に必要な証拠だけを絞って取り調べるようになるでしょう。

第三に、これまでの裁判では、証拠の多くが書類であり、裁判官はそれをじっくりと時間をかけて読み込んで理解していました。これからは、書証だけではなく、法廷での証人の証言などを中心に証拠とすようになります。

第四に、これからの裁判では、事前にしっかりと審理の計画を立てます。そうすることによって、裁判に費やされる時間が大幅に短縮するようになるでしょう。

このように、これまでの刑事裁判が大きく変わるというのが、裁判員制度の期待されている効果です。しかし、実は、裁判員制度には、それ以上にもっと大きな意義があるのではないだろうか、私は考えています。

(五) 公共的討議の場としての裁判員制度³⁴⁾

マクロな視点で考えてみましょう。そうすると、裁判員制度は、単に刑事裁判制度を変えるだけでなく、社会を変え、国民の意識を変える非常に大きなプロジェクトであるといえるのではないだろうか。今般の司法制度改革の理念に立ち返って考えてみると、そのようなことがいえるのではないだろうか——そのように私は考えています。

では、その司法制度改革の理念とは、一体何なのでしょうか。それは、二〇〇一年六月に内閣に対して提出された司法制度改革審議会の意見書に示されています。この意見書では、国民が利用しやすい裁判制度の実現や法律家の養

成制度の改革などと並んで、裁判員制度の導入が提言されています。

この意見書では、世紀の転換期にわが国で展開された政治改革、行政改革、地方分権改革、規制改革などの一連の構造改革はすべて、これまでの過度の事前規制・調整型社会を改めて、事後監視・救済型社会への転換を図ることを目的としており、統治客体意識を脱却し統治主体意識をもつように国民を促そうとするものであると総括しています。³⁵そして、司法の世界も、この事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への展開にふさわしく、改革をしなければならぬといっています。

そこで、意見書は、裁判員制度の導入のほかにもさまざまな改革を提言するのですが、今般の司法制度改革の理念について書かれているその総論部分において、私たち国民に対して、自律的かつ社会的責任を負った主体として互いに協力しながら自由かつ公正な社会を築かなければならず、国民のための司法をほかでもない国民自身が作らなければならぬという強烈なメッセージを送っています。³⁶そして、裁判員制度も、この司法制度改革審議会意見書にのっとって作られたものです。したがって、制度を理解する際には、この意見書の理念に基づいて解釈するべきであると私は考えます。

この意見書が述べる理念は、私が研究している共和主義的憲法観に基づく討議民主主義理論 (deliberative democracy) の考え方に通底するものがあります。

討議民主主義理論とは、正確さを犠牲にして簡潔に説明するならば、およそ、公共的な事項の検討・決定にあたって、十分な情報に基づき、個人の内心における熟慮と他者との間の討議という過程を重視する民主主義観のことです。八〇年代後半のアメリカで勃興し、ドイツの社会哲学者やアメリカの政治理論家の言説を借りながら展開し、今日徐々に支持を得られつつある民主主義理論の一つです。民主主義とは何かということを考えたとき、一方で、とにもかく

にも多数決で物事を決めることであるという考え方があり、またもう一方で、重要な事項の決定の場合には、個人の直感的な意見の集積によるのではなく、十分な熟慮と他者との間の討議を経て慎重に行うべきだという考え方があります。討議民主主義理論とは、平たく言えば、後者の考え方のことです。³⁷

その討議民主主義理論のなかでも、とりわけ、私が注目しているのは、共和主義的憲法観に基づく討議理論です。この点についても、正確さを犠牲にして簡潔に説明するならば、憲法の人権論の理解の仕方として、大きく分けると、次の二つのタイプがあるといえます。一つは、個人の自由こそ何よりも大切なものであって、その権利自由を侵害するようなものはすべて絶対に許さないと考える方です。この私的な自由の領域を最も重視する考え方によれば、政治参加も、原則として個人の自由の自由に完全に依存します。一方、人間は社会的な生き物だから、自分さえよければよいと考えるのではなく、ほかの人のことも考えながら、皆でよりよい社会を築いていこうという考え方もあります。やや単純化した議論ですが、およそ後者が共和主義的憲法観であるとお考えください。この考え方によれば、政治に参加することは国民にとって当然に求められている責任であり、政治に参加しなければならぬという意味では、個人にとつては自由であるとはいえません。しかしながら、自由という概念の意味を再検討すると、政治に参加することによってよりよい社会を形成していくことができるという意味で、最終的には本当の自由を獲得することになります。では、共和主義的憲法観に基づく討議民主主義理論によれば、裁判員制度は、どのように理解されることになるのでしょうか。

ここまでの説明ではあまり強調しませんでした。実は、裁判員制度は、私たちの生活上のさまざまな権利自由を制約する制度です。自分の時間を犠牲にして、見ず知らずの他人の裁判に付き合わなければなりません。自分のことをしたいという欲求を、国家の力で無理やり押さえつける制度であるという点は、隠そうとしても隠し切れることで

はありません。個人の自由こそが何より大切であるという憲法の理解の仕方では、この裁判員制度を正当化することは、おそらくきわめて困難でしょう。そこで出てくるのが、共和主義的憲法観です。

この考え方によれば、一般の国民が、裁判に参加することを通じて、刑事事件の裁判という公共的な事項を真摯に熟慮し、裁判官や他の裁判員と討議することによって、個人としての社会的責任を自覚し、公共的な問題意識に目覚めるようになるという効果が期待できます。自分のことしか考えられない「市民」から、社会全体のことも考えられるような「公民 (citizen)」に人々が変化する。そして、そのような公共のことも考えられる公民があふれる社会ができていく。難しい表現を用いれば、裁判という公共的討議の場への参加を通じて公民的徳性を陶冶することが、裁判員制度のより大きな効果であると、私は考えます。司法制度改革の理念に立ち返って考えたとき、裁判員制度の導入とは、共和主義的憲法観に立つたうえで、人々の意識を変え、社会を変える公共的討議の場を構築するという大きな企てであるといえるでしょう。

したがって、「裁判員として参加してみませんか」と尋ねられたとき、自分から進んで手を挙げる人だけが参加すればよいというわけではありません。むしろ、自分は裁判なんて関わりたくないと思える人たちこそ、参加する意義があるのです。

選ばれた裁判員は何をしなければならぬのでしょうか。被告人が有罪か無罪か、有罪であるとすれば、被告人にどの程度の刑罰を科すのかを、単に評決することではないと私は考えています。裁判員制度を公共的討議の場として理解するならば、それらは、実は、本質的な要素ではないと考えます。

単なる評決ではないとすれば、裁判員に求められているのは何なのでしょう。それは、評議 (deliberation) です。裁判員制度に関しては、刑事事件の裁判という公共的な事項を熟慮し討議することを通じて、裁判員である国民が、

個人としての社会的責任を自覚し、公共的な問題意識に目覚めるようになるという意義を、私は重視すべきであると考えます。

なお、公共的討議には、異見には真摯に耳を傾ける、自分の主張に意固地にならない、直感で判断しない、思い込みで判断しない、判断は必ず理由に基づかなければならない、などといったさまざまなルールがあります。また、刑事裁判における討議 (評議) の場合、証拠裁判主義や無罪推定原則などといった刑事裁判特有のルールにも従わなければなりません。

五 民主主義国家における公共政策の決定の責任の所在

最後に繰り返し強調しておきますが、裁判員制度は、私たち一般の国民にとって、きわめて負担の重い制度です。

犯罪とは無関係にふつうに日常生活を送ってきた一般の国民に、仕事を中断させ、自分の時間を犠牲にさせ、裁判所に出席を求め、刑事事件の被告人、証人、被害者などの顔を見て、彼らの話を聞き、事件を考えることを強要します。必要があれば、残忍な事件現場や被害状況の写真を見たり、説明を受けることもあるでしょう。被害者やその家族の話聞けば、かわいそうだと思うでしょうし、被告人やその家族の姿を見れば、被告人に対して同情することもあるかもしれません。それまでふつうに日常生活を営んできた皆さんに、見ず知らずの他人の問題について、真剣に思い悩んでもらいます。

被告人に重い刑罰を言い渡したときには、裁判員の皆さんは、裁判が終わってから、被告人やその家族の顔が頭に浮かんでは、何週間か、思い悩むこともあるかもしれません。死刑の判決を出した日の翌日は、目覚めが悪いこと

でしょう。裁判員としての職務を終えた後で、真剣に考えれば考えるほど、裁判員なんて務めなければよかったなどと後悔するかもしれません。

刑事裁判は、被告人の生命、自由及び財産がかかっている真剣勝負です。裁判員に選ばれたら、ぜひ気軽な気持ちで参加してみてくださいなどという無責任なことは、私には言えません。自分と同じ社会に起きてしまった犯罪という公共的な事項について、じっくりと考え、話し合い、そして、苦悩し、煩悶してください。裁判員制度が実施されれば、わが国は、裁判に参加したためにストレスを抱えてしまった裁判員経験者でいっぱいになるかもしれません。そのような社会が本当によいかどうかはわかりませんが、少なくとも、裁判に参加しても何も感じないような不感症の経験者があふれる社会よりは、健全であると確信します。

いずれにせよ、二〇〇九年五月までに、裁判員制度は始まります。すでに法律は制定されていますし、毎年約九〇億円かけて全国の裁判所を改装しています。⁽³⁹⁾

では、このような制度は誰が作ったのか。制度の根拠は法律です。法律を作るのは、形式的には、国会です。国会は、国民の代表機関であり(日本国憲法四一条)、その構成員である国会議員を選んだのは、私たち国民自身です。したがって、国会が作ったということは、私たち国民自身が作ったということと同視できます。制度を作った本人が、その制度の責任を負わなければならないとすれば、裁判員制度の責任は、この制度を作った私たち自身が負わなければならないのです。「裁判員制度なんて知らないよ」などということは許されないので。

繰り返しますが、裁判員制度は、私たちに非常に重い責任を負わせる制度です。その事実は、隠してはならないと思います。しかしながら、毎日の自分の生活を一旦中断して、時には、自分のことだけではなく、公共のことを真剣に考えるという機会があつてもよいのではないのでしょうか。

私たちは、選挙があるといえは、何の見返りもないのに、投票に行きます。一票を投じることによって、政治に参加するので。では、何のためにせっかくの休日に、自分の時間を割いてまでして、投票に行くのでしょうか。それは、おそらく、自分のためというよりも、自分が選挙に行くことによって政治に参加するのだ、社会をよくするのだという気持ちが心の片隅にあるからでしょう。国民として投票する瞬間には、自分のことではなく、社会全体のことを考えているはず。そして、投票を終えた後は、社会のために行動したという、ささやかながらも尊い充実感があるはず。

裁判員制度にも、選挙と同じように、社会のため・公共のためという側面があると考えます。⁽⁴⁰⁾ そうでも考えない限り、国民の権利自由を著しく制限し、過大な義務を負わせるというこの制度を正当化することはできないのではないかと。ふつうの国民である私たちが、裁判という非日常の場面に遭遇して、なぜ犯罪が起こってしまったのだろうか、被害者を慰め、被告人を矯正・教化するにはどうすればよいのだろうかなどという公共的なことを考える。そして、それを通じて、公共的なことを考えられるような自分に成長していく。そのための陶冶の企てとでもいうべきものが、裁判という公共的討議の場を構築するための裁判員制度であると、私は考えます。

本日は、前半で、裁判員制度の概要を説明したうえで、後半で、裁判員に選ばれたらどのような意識で裁判に参加すればよいのか考えることを通じて、裁判員制度の意義などについて議論してきました。

裁判員制度とは、単なる刑事裁判制度の改革にとどまらず、私たち国民の意識を変え、社会そのものを変える非常に大きなガバナンス構造の転換であるということを、ぜひとも考えていただきたい——そう願ひまして、私の本日の講演とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

* 本稿は、桐蔭横浜大学平成一七年度文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム採択事業「裁判員候補者たる地域市民の法教育支援」の公開講座「裁判員制度って、なに？」(二〇〇六年九月九日、於 新横浜プリンスホテル千鳥の間)のうち、筆者による「裁判員制度の意義と概要」と題する講演の内容に、若干の補正・注釈を加えたものである。

【注】

- (1) 裁判員の選任資格について、裁判員法は、「衆議院議員の選挙権を有する者」と定めており、その「衆議院議員の選挙権を有する者」については、公職選挙法九条一項が規定している。したがって、公職選挙法その他の法令によって、選挙権を有しないとされている者は、裁判員には選任されない。例えば、公職選挙法一条一項により選挙権を有しない者、同法二五二条により選挙犯罪を理由に選挙権を停止されている者、政治資金規正法二八条により選挙権を有しないとされている者などは、裁判員には選任されない。
- (2) 本文中に例示したほか、懲戒免職の処分を受け当該処分の日から二年を経過していない者などが、これにあたる。国家公務員法三八条の規定に該当する場合は裁判員の欠格事由とされているのは、裁判員に選任されれば、司法権という公権力を行使することになるので、裁判官の欠格事由と同様の規定が必要であるためである。
- (3) 就職禁止事由は、(裁判員としての職務を遂行する能力があるとしても) 制度の意義にかんがみ裁判員に就職することが許されない者であるから、辞任事由とは異なり、本人が裁判員への選任を希望したとしても、裁判員になることはできない。
- (4) 特殊な社会経験や特定の職業に随伴する知見が真実発見に寄与することがあるとしても、それは本来的に期待されていたものではない。
- (5) より正確には、市町村の選挙管理委員会がくじで選定し調製した裁判員候補者予定者名簿をもとに、各地方裁判所が作成したものが、裁判員候補者名簿である(裁判員法二〇条、二二条)。

- (6) 最高裁判所公表資料「地方裁判所別に見た対象事件数(平成15、17年)」。
- (7) 最高裁判所公表資料「地方裁判所別に想定される裁判員候補者数とその有権者に占める割合の試算表(平成17年)」。
- (8) 辞退の申立てをすることができる事由には、本文中で挙げた裁判員法一六条七号のイないしニに掲げる事由のほかに、政令で定めるものとされている。
- (9) 補充裁判員(裁判員法一六条五号)並びに検察審査員または補充員(六号)を含む。
- (10) 弁護人は、被告人の明示した意思に反しない限り、被告人のために不選任の請求を行うことができる(裁判員法三六条四項、刑事訴訟法二二条一項)。
- (11) 審理が長期に渡ることが見込まれる場合などでは、審理の途中で、疾病や傷害などのため出頭できなくなる裁判員が生じることが考えられる。そこで、必要に応じて、あらかじめ補充裁判員を置くこととし、補充裁判員を審理に立ち合わせるおき、事故が発生した場合に、出頭できなくなった裁判員に代わって裁判員とすることができる(裁判員法一〇条)。
- (12) 不選任請求手続とその問題点に関しては、拙稿「裁判員候補者の予断と裁判員等選任手続——続・討議民主主義理論に基づく裁判員制度の意義の再定位——」法政論叢四二巻二号(二〇〇六年)一四六頁を参照されたい。
- (13) なお、裁判員法三条は、対象事件から除外されるものとして、「被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であった者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認める場合」を規定している。裁判員に対する危害や脅迫的な働きかけのおそれが考えられるような組織的犯罪やテロなどについて、法律家ではない裁判員に対して、具体的な危険を冒して審理に加え公正な判断をするよう求めることは過大な負担になるため、このような除外規定が置かれた。た

だし、単に審理に長い期間を要することが見込まれるだけでは、対象からは除外されない(立法論としては、除外することも十分に検討に値する(なお、三井誠ほか「座談会 裁判員制度をめぐって」ジュリスト二二六八号(二〇〇四年)一三頁—一六頁(佐藤文哉、井上正仁)発言(参照))という点については注意が必要である。

(14) 前掲注(7)。

(15) ここでは、狭義の公判、すなわち、公判手続をいう。

(16) 裁判員裁判における評決は、全員一致により行われると誤解されることがあるが、裁判員法六七条は、「構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による」と定めており、全員一致の評決を求めている点に注意が必要である。「裁判長としては、全員一致となるよう努力すべきである」(後藤昭・四宮啓・西村健・工藤美香「実務家のための裁判員法入門」(現代人文社、二〇〇四年)一三四頁)との見解は、その判断対象が、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的とする刑事事件の裁判であるということにかんがみれば、当然に首肯すべきところであるが、しかしながら、全員一致の評決を目指す法的義務は裁判長にはないし、実際の運用において、そのような努力がなされる制度的担保も存在しない。なお、全員一致と多数決の問題に関しては、公共選択論ないし社会的選択の理論による研究の所産が参考になる。佐伯胖「きめ方の論理」(東京大学出版会、一九八〇年)第一章を参照したうえで、さらに、政治理論的な分析として、利光三津夫・森征一・曾根泰教「満場一致と多数決」(日本経済新聞社、一九八〇年)、曾根泰教「決定の政治経済学」(有斐閣、一九八四年)第七章、法哲学的分析として、宇佐美誠「決定」(東京大学出版会、二〇〇六年)一八一頁などを参照された。また、全員一致による決定を絶対視するならば、自分の意見に固執する裁判員がいる場合に、評決に至らず(しかし、わが国の裁判員制度は、英米の陪審制度とは異なり、評決不一致による裁判の終了を認めない)、裁判官、他の裁判員及び被告人の権利利益を著しく害することになる。なお、討議民主主義理論にとつて、全員一致による決定が本質的なものではないということを指摘するものとして、拙稿「熟慮と討議の民主主義理論——公法理論と政治理論

との架橋に向けての試論的考察——」法学政治学論究五八号(二〇〇三年)三八六頁。

(17) 大谷直人最高裁判所事務総局刑事局長の発言(「裁判員制度ブックレット」(最高裁判所、二〇〇五年)六頁及び二四頁)。

(18) 最高裁判所公表資料「裁判員制度の対象となる事件の人員数、現在の平均審理期間及び平均開廷回数(平成17年)」。

(19) 刑事訴訟法二八一条の六は、「裁判所は、審理に二日以上を要する事件については、できる限り、連日開廷し、継続して審理を行わなければならない」と定める(連日的開廷)。

(20) なお、裁判員法五一条は、裁判官、検察官及び弁護士に対して、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、審理を迅速なものとするに努める義務を課している。

(21) 大谷刑事局長の発言(前掲「裁判員制度ブックレット」二四頁)。また、最高裁判所の開設する裁判員制度のウェブサイトでも、「実際の審理日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえませんが、多くは数日間が終わると見込まれています。事件によっては、もう少し時間のかかるものもあります」としている(http://www.sahbanin.courts.go.jp/qa/c5_1.html 二〇〇六年一月現在)。

(22) 公判前整理手続については、さしあたり、川出敏裕「公判前整理手続」ジュリスト二二六八号(二〇〇四年)七三頁を参照。

(23) ただし、ドイツの参審制度における参審員の権限は、裁判官と同等であり(例えば、法令の解釈の権限も有している)、わが国の裁判員の権限よりも広いといえる。

(24) 辻裕教司法制度改革推進本部事務局参事官(当時)は、「改革審(筆者注)司法制度改革審議会のこと」の議論の過程では、諸外国の陪審制度や参審制度をも参考にし、それぞれの制度に対して指摘されている種々の点を吟味した上で、特定の国の制度にとらわれることなく、我が国にふさわしいあるべき国民参加の形態を検討した結果、裁判員制度の導入が提言されたものである」と述べている(辻裕教「法案提出に至る経緯と法案の概要」ジュリスト二二六八号(二〇〇四年)四九頁、ただし、傍点は筆者による)。

(25) 例えば、裁判員法の審議を行った衆議院法務委員会において、川上義博委員(衆議院議員)は、裁判員制度を「現代版徴兵制、徴用制」と指摘している(第一五九回国会衆議院法務委員会議録第一二五号(二五頁))。また、高山俊吉弁護士は、

裁判員への就任の辞退の禁止、意見陳述義務、守秘義務など、さまざまな国民に対する負担を問題視し、裁判員候補者に対する呼出状を指して「赤紙」(召集令状のこと)と呼ぶ(高山俊吉「裁判員制度はいらない」(講談社、二〇〇六年)一五二頁)。同様に、裁判員候補者の呼出状を指して赤紙と呼ぶものとして、織田信夫「いわゆる国民の司法参加について」法と民主主義三九九号(二〇〇五年)三五頁、西野喜一「裁判員制度批判(下)」判例時報一九〇五号(二〇〇五年)二二頁。なお、安念潤司教授は、「裁判員たる義務の強制が憲法一八条に違反しないとすれば、兵役義務を課すこともまた同条に違反しないという解釈が導かれる可能性がある」という(安念潤司「自由主義者の遺言」藤田宙靖・高橋和之「編」憲法論集(創文社、二〇〇四年)三八五頁)。同様に、西野喜一教授も、「国民参加と徴兵制の密接な関わり」を問題視したうえで、「徴兵制に反対する者は、その先駆けたる裁判員制度にも反対しなければならない」という(西野前掲二五―二六頁)。

(26) 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会の委員を務めた酒巻匡教授によれば、「制度導入の趣旨・理由を単純素朴な現状批判や民主主義原理(国民の手による裁判)に帰することはできない」という(酒巻匡「裁判員制度の意義と課題」法学教室三〇八号(二〇〇六年)一〇頁)。なお、同「裁判員制度導入の意義と課題」法律のひろば五七卷九号(二〇〇四年)五二頁、同「21世紀の刑事裁判」司法研修所論集一一五号(二〇〇六年)一〇二頁も参照。

(27) 例えば、裁判員裁判の対象とならない圧倒的多くの刑事事件や、裁判員法二条により適用除外となった裁判は、これまでどおり、裁判官のみによって裁判が行われることになるが、裁判員の参加に裁判の正統性を求めるならば、それら裁判員の参加しない裁判の正統性が説明できないことになってしまふ。

(28) 裁判員法制定直後に公刊された旧司法制度改革推進本部事務局の参事官等による法令解説においても、その姿勢は徹底している(安東章「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の経緯と概要」法律のひろば五七卷九号四頁、上富敏伸「法令解説 裁判員制度の創設」時の法令一七二〇号(二〇〇四年)六頁、同「裁判員制度導入のための法整備」現代刑事法六卷一―号(二〇〇四年)三四頁、辻裕教「裁判員制度」法学教室二八三号(二〇〇四年)二頁、同「法案提出に至る経緯と法案の概要」ジュリスト二二六八号(二〇〇四年)四九頁、同「刑事司法分野における司法制度改革関連立法

の概要(上)」警察学論集五八卷一―号(二〇〇五年)一一二―四頁)。たしかに、司法制度改革審議会の間報告の段階では、国民の司法参加の制度の導入の意義を民主的契機から基礎づける見解も有力であったが、最終的な意見書においては、そのような見解は採られていない。

(29) 例えば、松尾邦弘検事総長(当時)は、犯罪件数の増加の頭打ち、低下の理由として、警察の態勢強化、国民参加の防犯活動、防犯カメラの設置の三点を挙げたうえで、治安の悪化が「誤解をおそれず、逆説的な表現を用いれば、刑事司法の分野に国民が目を向ける、「人ごとではない」という感覚を持つ、あるいは積極的に参加しようという意識を持つきっかけになった」ととらえたうえで、「裁判員制度というものは、こういった流れの延長線上に位置づけることができる」とする(松尾邦弘「国民参加と司法」法の支配一四一―号(二〇〇六年)一三三頁)。また、樋渡利秋法務事務次官(当時)は、「この制度(筆者注)裁判員制度のこと)の実施に向けて広報に努め、同時に治安回復の方策に頭を痛めていると、この二つが結びついてきた。治安回復には国民の理解と協力が不可欠だが、そのためには、刑事裁判そのものになじんでもらうことが一番近道ではないかということである」(樋渡利秋「裁判員へのお誘い」証券アナリストジャーナル四四卷四号(二〇〇六年)七〇頁)と述べる。なお、裁判員制度と治安回復の問題に関して、直接的には結び付けていないが、「これまで「司法制度改革の話と治安の話は別物だ」とする論調が少なかつたようだが、司法制度改革が実施段階に入った今、考えると、実は、両者の間には、例えば、改革が不首尾に終わった場合の治安への影響、改革の実施基盤として治安の維持等、様々な意味で密接な関係があるように思われる」と述べるものとして、中井憲治(当時法務総合研究所所長)「裁判員制度と犯罪の抑止」法の苑四四号(二〇〇五年)三頁がある。

(30) 司法制度改革審議会の竹下守夫会長代理は、「裁判手続に参加する裁判員というのは一体どういう資格で参加をしているのか。その点について、これまでの議論を聞いてみると、国民代表だというように聞こえることがあるものですが、そこはやはりしっかり確認しておかなければいけないのではないかと。決して選挙で選ばれているわけでも何でもなし、それなのにあなたも主権者たる国民の代表として入っているというように受け取られ方をしかねない議論の仕方というものはおかしい」として、裁判員が「国民の代表である」というのは、言葉の使い方として適切ではないのではないかと

いう(司法制度改革審議会第五一回議事録)。

(31) 例えば、九州大学法学部刑事訴訟法ゼミナール編・大出良知監修『裁判員が有罪、無罪を決める』(現代人文社、二〇〇三年) 四頁など。また、小寺一矢弁護士(大阪弁護士会)や小川宏嗣弁護士(愛知県弁護士会)は、それぞれ、各弁護士会の会長に就任するにあたって、裁判員制度を市民が主役の制度であると評している(各弁護士会のウェブサイトに中の就任挨拶参照)。ただし、日弁連は、そのような立場には立っていない(日弁連は、裁判員法の制度設計に関して議論を行った司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会の井上正仁座長が示した「考えられる裁判員制度の概要について」の説明)に対して、「当連合会の上記意見は、「裁判員が中心ないし主役であり、裁判官はそれを補助する役割にとどまるという捉え方(同9頁)」に基づくものでもない」としている(日本弁護士連合会「裁判員制度及び刑事裁判の充実・迅速化に関する意見書」(二〇〇三年) 四頁)。

(32) 誤解を招来するということの一つ目の意味は、本文中で述べたように、本来、協働すべき裁判官と裁判員との関係が、裁判員を主役と表現することにより、裁判員が主たる存在で裁判官が従たる存在であるというように定位されるものと理解されかねないということである。もう一つの意味は、そこでいう「市民」という概念の不明確性である。それが、市民性(citizenship)をもつ国民に限定されるという趣旨であるとすれば、市民性を十分に有していない国民には、裁判員として裁判に参加する資格がないという議論に結びつきかねず、参加する国民の範囲を不当に狭めることになりかねない。市民性の有無に関わらず、法律に定める選任資格を有し、欠格事由・就職禁止事由に該当しない国民であれば、誰でも参加しうるものであるという意味で、ここでは、「市民」という概念の使用を差し控えるべきであると考ええる。

(33) 衆議院本会議における野沢太三法務大臣の答弁(官報号外第一五九回国会衆議院会議録第一五号三頁)。

(34) 本節の趣旨に関しては、拙稿「共和主義的展開としての司法制度改革——討議民主主義理論に基づく裁判員制度の意義の再定位——」法学政治学論究六七号(二〇〇五年) 一六七頁で詳論した。合わせて参照されたい。

(35) 『司法制度改革審議会意見書』四頁。

(36) 前掲注(35)。

(37) 討議民主主義理論については、前掲拙稿「熟慮と討議の民主主義理論」三六九頁及びその引用文献のほかに、大矢吉之「熟議民主主義論の展開とその政策理念」足立幸男・森脇俊雅『公共政策学』(ミネルヴァ書房、二〇〇三年)三四三頁、平井亮輔「対話の正義」平井亮輔編『正義』(嵯峨野書院、二〇〇四年)一三三頁、駒村圭吾「討議民主政の再構築」中村陸男・大石眞編『立法の実務と理論』(信山社、二〇〇五年) 五頁などを参照。なお、合わせて、前掲拙稿「共和主義的展開としての司法制度改革」及び同「討論型世論調査の意義と社会的合意形成機能」KEIO SFC JOURNAL 四巻一号(二〇〇六年) 七六頁も参照されたい。

(38) 同様の視点に立つものとして、大野恒太郎(元司法制度改革推進本部事務局次長)「司法制度改革」法の支配一三六号(二〇〇五年) 五〇頁がある。大野検事は、次のように述べる。「裁判員制度の意義は、何よりも、一般国民の感覚を裁判内容に反映させることによって、国民の司法に対する理解と支持を深めることになる。(中略) あわせて、裁判員制度の導入に伴い、裁判が飛躍的に迅速化し、国民に分かりやすいものになることが、その効果として期待される。ひいては、法秩序は、他人事ではなく、国民一人ひとりが支えていかなければならないという公共精神の涵養にも結びつく、と考えられる」(五七頁)。

(39) 平成一八(二〇〇六)年度予算においては、裁判員制度導入に向けた裁判所施設の整備のため、八七・九億円が計上された。
 (40) 司法制度改革審議会の会長を務めた佐藤幸治教授は、次のように述べる。「選挙の場合と裁判員としての務めを果たす場合とはもちろん性質の違うところがありますが、国の秩序、善き社会の形成発展に統治主体としてかわるという点で共通の根を持っています」(佐藤幸治・竹下守夫・井上正仁『司法制度改革』(有斐閣、二〇〇二年) 三四九頁(佐藤幸治)発言)。

(やなせ のぼる・信州大学全学教育機構講師)